明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（農林水産七五）　一

〔官庁報告〕
官庁事項
平成二十八年度第二・四半期予算使用の状況（内閣）　六
平成二十八年度第二・四半期国庫の状況（同）　四

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出関係　八
会社その他
会社決算公告　九〇

省　令

○農林水産省令第七十五号

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第三十九号）及び漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十八年政令第三百七十二号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）を実施するため、漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月七日

農林水産大臣　山本　有二

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令

目次

第一章　関係省令の整備等（第一条―第六条）
第二章　経過措置（第七条）
附則

第一章　関係省令の整備等

（漁船損害等補償法施行規則の一部改正）

第一条　漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条の四」を「第十九条の五」に改め、「及び特殊保険」を削り、「第三十九条の九」を「第三十九条の十」に、「第三十九条の十・第三十九条の十一」を「第三十九条の十一―第三十九条の十三」に、「第三十九条の十一の二―第三十九条の十一の十一」を「第三十九条の十四―第三十九条の二十四」に、「第四章　漁船保険中央会及びその普通保険再保険事業等（第三十九条の十二―第三十九条の二十）」を「第四章　政府の漁船保険再保険事業等（第四十条―第四十五条）」に改める。

第四条の二中「第十六条第七項」を「第十四条第七項」に改める。

第五条の二中「（法第百三十八条第四項において準用する場合を含む。）」を削る。

第十条の見出し中「添附すべき」を「添付すべき」に改め、同条中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第十二条の見出し中「添附すべき」を「添付すべき」に改め、同条中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第十五条ただし書中「但し」を「ただし」に、「一箇月」を「一月」に改める。

第十六条第四号中「てん補すべき」を「塡補すべき」に改める。

第十七条中「第百三条」を「第百二条」に改める。

第十八条第一項中「第百四条第一項」を「第百三条第一項」に、「第百三条」を「第百二条」に改め、同条第三項中「一箇月」を「一月」に改める。